平成２５年（フ）第４４号
岩手県奥州市江刺区大通り３番21号
債務者　柏木　絵里
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４６号
山形県酒田市黒森字葭葉山853番地の２
債務者　酒井　千賀
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４７号
山形県酒田市升田字東向21番地
債務者　池田　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第９０４号
埼玉県川口市柳崎３丁目11番４号　藤岡方
債務者　古川　浩通
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
埼玉県越谷市蒲生南町14番21号　プレステージ蒲生南206
債務者　山田　　潤
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
愛知県西尾市米津町宮浦51番地７　マンション宮浦305号室
債務者　須山　飛鳥
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
熊本市東区尾ノ上２丁目７番16号　柏ハイム206号
債務者　坂本　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
千葉県旭市ロ1281－１　モルティ103号室、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市鶴が台３番３－205号
債務者　河原　昌彦
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９号
千葉県山武市五木田3202番地32、住民票上の住所千葉県東金市上武射田897番地
債務者　秋葉　浩明（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６５号
相模原市南区東林間１丁目25番１号　ベルクレエ501号
債務者　木村　良則
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２６７号
相模原市中央区千代田５丁目６番20号　メイトチヨダ205
債務者　森田　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２８８号
相模原市南区上鶴間本町６丁目26番16号　グラスガーデン相模大野101
債務者　會田　　清
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８８号
岐阜県恵那市長島町正家２丁目１番地１　リーガールハウス301
債務者　西川　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９５号
北海道室蘭市東町４丁目17番６－205号、住民票上の住所北海道室蘭市水元町45番５号
債務者　影山　宏隆
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
岩手県奥州市水沢区字桜川66番地３　石田住宅７号棟３－１号
債務者　昆野美代子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢329番地210
債務者　根澤まどか
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４５号
山形県酒田市富士見町２丁目３番地の１　ホワイトハイツ103号
債務者　若菜　理恵
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山形地方裁判所酒田支部